

原産地証明書 記載要領



名古屋商工会議所

Nagoya Chamber of Commerce & Industry

令和 6 年 4 月 1 日発行

目次

日本産商品の原産地証明書記載要領.....	3
1. 原産地証明書用紙.....	3
2. 使用言語.....	3
3. 記載方法.....	3
4. 証明発給申請方法（窓口での発給申請の場合）.....	4
5. 原産地証明書完成例.....	5
6. 記載欄別記載要領.....	6
(2) Consignee（荷受人）.....	6
(3) No. and date of Invoice（インボイスの番号と日付）.....	7
(4) Country of Origin（原産国）.....	7
(5) Transport details（輸送手段詳細）.....	8
(7－i) Marks、numbers（荷印・荷番号）.....	11
(7－ii) number and kind of packages（梱包数と種類）.....	11
(7－iii) Description of goods（商品名）.....	11
(8) Quantity（数量）.....	14
(9) Declaration by the Exporter（輸出者宣誓）.....	14
(10) Certification（商工会議所証明）.....	15
(11) Certificate No.（証明番号）.....	15
(12) ORIGINAL/COPY の表記欄.....	15
外国産商品の原産地証明書記載要領.....	16
1. 原産地証明書用紙.....	16
2. 使用言語.....	16
3. 記載方法.....	16
(1) 一般的注意事項.....	16
(2) 再輸出の場合.....	17
(3) 積戻しの場合.....	18
(4) 仲介貿易の場合.....	18
原産地証明書1枚に記載しきれない場合の証明書作成方法.....	20
・連続記載方式（To be continued 方式）.....	20
・添付記載方式（アタッチシート方式）.....	22

1. Exporter (Name, address, country) 名古屋商工会議所に登録されている輸出者の英文会社名、 住所、国名 (JAPAN) を必ず記載 スタンプの使用は不可	CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Nagoya Chamber of Commerce and Industry Nagoya, Japan										
2. Consignee (Name, address, country) 商業インボイスに記載された海外の荷受人名、住所、 <u>国名 (記号表示は不可) を必ず記載.</u> 指示式 (To order of ~) での記載も可能	*Print ORIGINAL or COPY 1 枚目は「ORIGINAL」、2 枚目以降は「COPY」と表示										
	3. No. and date of invoice Invoice No.:000000 番号がない場合は NIL Invoice Date:June 16,2024 インボイス作成日は必須										
	4. Country of Origin 原産国名 (JAPAN 又は正式外国名) を必ず記載 複数原産国名の記載は可 国名の記号等での表記は不可										
5. Transport details From 船積地 (港)、 <u>国名</u> Via 経由地 (港)、国名 (積替えのある場合のみ) To 仕向地 (港)、 <u>国名</u> By Sea/Air (インボイスに準拠し、便名、出航 (予定) 日の記載も可)	6. Remarks 原則空欄										
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods (当欄には上詰め記載してください) 8. Quantity <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">荷印・荷番号</th> <th style="width: 50%;">商品名総称</th> <th style="width: 30%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 梱包、容器等に表示の 荷印、荷番号を、この 箇所に記載 荷印がない場合は N/M 又は No Mark と 記載 </td> <td style="vertical-align: top;"> ①商品名は第三者にも容易に理解できる、具体的かつ一般的な商品名を記載してください。 ②信用状 (L/C) 決済の場合、インボイスには L/C 通りの商品名を記載する必要がありますが、原産地証明書については、L/C と矛盾しない一般的な名称で示すことができます (信用状統一規則第 14 条 e 項より)。 ③原産地証明書は「商品の原産国」を証明する書類です。商工会議所の責任範囲を逸脱した記載はできません。 [記載できない例] ・ブランド名、モデル番号、商品コード等のみの表記 ・インボイスに記載すべき個々の取引条件 (価格、契約番号、成分等) の記載 ・品質や性能に関する表現 (First class, Brand new, As is, 製造年等) </td> <td style="vertical-align: top;"> 左記掲載品目の 具体的数量及び 総数量を記載 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 梱包数と種類 梱包、容器等に表示の梱包数と種類を、この箇所に記載 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			荷印・荷番号	商品名総称	数量	梱包、容器等に表示の 荷印、荷番号を、この 箇所に記載 荷印がない場合は N/M 又は No Mark と 記載	①商品名は第三者にも容易に理解できる、具体的かつ一般的な商品名を記載してください。 ②信用状 (L/C) 決済の場合、インボイスには L/C 通りの商品名を記載する必要がありますが、原産地証明書については、L/C と矛盾しない一般的な名称で示すことができます (信用状統一規則第 14 条 e 項より)。 ③原産地証明書は「商品の原産国」を証明する書類です。商工会議所の責任範囲を逸脱した記載はできません。 [記載できない例] ・ブランド名、モデル番号、商品コード等のみの表記 ・インボイスに記載すべき個々の取引条件 (価格、契約番号、成分等) の記載 ・品質や性能に関する表現 (First class, Brand new, As is, 製造年等)	左記掲載品目の 具体的数量及び 総数量を記載		梱包数と種類 梱包、容器等に表示の梱包数と種類を、この箇所に記載	
荷印・荷番号	商品名総称	数量									
梱包、容器等に表示の 荷印、荷番号を、この 箇所に記載 荷印がない場合は N/M 又は No Mark と 記載	①商品名は第三者にも容易に理解できる、具体的かつ一般的な商品名を記載してください。 ②信用状 (L/C) 決済の場合、インボイスには L/C 通りの商品名を記載する必要がありますが、原産地証明書については、L/C と矛盾しない一般的な名称で示すことができます (信用状統一規則第 14 条 e 項より)。 ③原産地証明書は「商品の原産国」を証明する書類です。商工会議所の責任範囲を逸脱した記載はできません。 [記載できない例] ・ブランド名、モデル番号、商品コード等のみの表記 ・インボイスに記載すべき個々の取引条件 (価格、契約番号、成分等) の記載 ・品質や性能に関する表現 (First class, Brand new, As is, 製造年等)	左記掲載品目の 具体的数量及び 総数量を記載									
	梱包数と種類 梱包、容器等に表示の梱包数と種類を、この箇所に記載										
9. Declaration by the exporter Place and date: Nagoya, 宣誓日 (インボイス作成日以降証明申請日まで) ※ <u>数字だけの日付表記は不可</u> (Signature) ラバー又は肉筆サイン ※署名届と同一のサイン ※会社名、役職は不要 (Name) 登録されたサイナーの英文氏名 (フルネーム)	10. Certification ※商工会議所使用欄										
	Certificate No. ※商工会議所使用欄										

日本産商品の原産地証明書記載要領

 記載要領については、不明点がある場合、申請者にて解釈せず、事前にご相談ください。

1. 原産地証明書用紙

名古屋商工会議所所定の用紙を使用してください。

認証規程に定められているように、申請会社が独自に作成した用紙を使用することはできません。

名古屋商工会議所に提出する控えもコピーではなく所定の用紙にて提出してください。

2. 使用言語

原則として、英語での記載とします。荷印を除いて英語以外での記載はできません。

ただし、信用状（L/C）等で要求されている場合や商習慣上の必要性が認められる場合、スペイン語、フランス語での記載のみ認めます。その際、内容確認のため日本語訳の提出を求めることがあります。

3. 記載方法

（１）記載方法

荷印の部分を除き、原則「黒色」で記載してください（サインのみ必要に応じて「青色」でも記載可）。また、サインを除き原則として、プリンターを使って所定の用紙へ印字してください。

※文字が小さすぎる場合や印字が薄い場合は書類を受理できないことがあります。

※フォントサイズ９以上で印刷してください。

（２）所定の記載欄への記載ならびに枠外記載の禁止

所定の記載欄の中に記載してください。なお、欄外への記載は認められません。

（例） ×Description of goods（商品名）欄への輸出者名の記載など。

（３）原産地証明書用紙の印刷文言の変更および削除の禁止

原産地証明書用紙に印刷されている文言を変更・削除した場合はその申請を受理できません。また、用紙に印刷されている文言が、申請者による記載事項によって隠れてしまった場合、枠外へはみ出している場合は再作成の対象となります。

（４）商業インボイスに基づく申請

原産地証明書は商業インボイス記載内容の転記を原則とします。記載内容が控を含めた全部数とも同じであることが必要です。

原則、商業インボイスに無い記載内容を原産地証明書に記載することはできません。

<信用状(L/C)と原産地証明書との関係>

L/C 条件と一致させた書類を作成する義務は受益者にあり、商工会議所は L/C や契約の当事者ではなく、また L/C や契約の内容に拘束されることのない第三者の立場から貿易関係証明を発給する機関です。

従いまして、L/C や契約で求められている内容でも商工会議所が責任を負えない、または記載する必要がないと判断した内容についての記載は認められません。つきましては、L/C 取引等を行う場合には、原産地証明書の発給規則と矛盾する条件とならないように注意してください。

※信用状(L/C)の受益者には、指示されたとおりの書類が揃えられるかどうかを確認する義務があります。原産地証明書の記載内容について特別な指示がある場合には、指示通りの記載が可能かどうか、事前に商工会議所まで確認してください。

4. 証明発給申請方法（窓口での発給申請の場合）

申請の際には以下の①～④を揃えてご提出ください。

①発給申請書

②原産地証明書 必要部数（原則 1 件につき、5 部以内）

※ 6 部以上必要な場合は「通常発給部数を超える申請書」を追加で提出してください。

※Original 表記は 3 部までです。

③原産地証明書 商工会議所控 1 部（ photocopy 不可）

④典拠書類

商業インボイス（商工会議所へ登録済みの署名者（サイナー）のサイン入り）

※必要に応じて、パッキングリストや L/C を提出いただく場合があります。

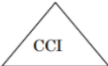
※オンラインでの発給申請の場合は、申請方法が異なります。

5. 原産地証明書完成例

こちらはあくまでも一例ですので、
各インボイスに沿った内容をご記載ください。

インボイス

INVOICE

CCI Export Corporation 10-19, 2-chome, Sakae, Naka-ku, Nagoya 460-0008, Japan		Invoice No. AB-1000 Date. January 10, 2024	
Messrs Siam CCI Auto, Ltd. 100, Temasek St., MAX 123-456 Sukhumvit Building, Bangkok, 789-10, Thailand	Other Paymet Terms T.T.Remittance 90 days after B/L Date		
Vessel or On or about M/V "CCI Trans" January 23, 2024 From Via Nagoya, Japan	Issuing Bank		
To Bangkok, Thailand	Country of Origin JAPAN		
Marks and Nos.	Discription of Goods	Quantity Unit Price Amount	
 C/NO. 1-2 Made in Japan	Spare parts for vehicles		
	AA-1	2,500 pieces	
	AA-2	2,500 pieces	
	Total:	10 packages 5,000 pieces	
		FCA Nagoya	JPY 5,000,000
	Ocean freight	JPY50,000	
	CPT Bangkok	JPY5,050,000	

CCI Export Corporation

Ichiro Meisho

ICHIRO MEISHO
President

原産地証明書

1. Exporter (Name, address, country) CCI Export Corporation 10-19, 2-chome, Sakae, Naka-ku, Nagoya 460-0008, Japan	CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Nagoya Chamber of Commerce & Industry Nagoya, Japan	
2. Consignee (Name, address, country) Siam CCI Auto, Ltd. 100, Temasek St., MAX 123-456 Sukhumvit Building, Bangkok, 789-10, Thailand	*Please ORIGINAL or COPY Original 3. No. and date of Invoice Invoice No. : AB-1000 Invoice Date : January 10, 2024 4. Country of Origin JAPAN	
5. Transport details From : Nagoya, Japan To : Bangkok, Thailand By Sea On or about : January 23, 2024	6. Remarks	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods CCI (in dia) C/NO. 1-2 Made in Japan	8. Quantity Spare parts for vehicles AA-1 2,500 pieces AA-2 2,500 pieces ----- TOTAL : 10 packages 5,000 pieces	
9. Declaration by the Exporter The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.	10. Certification The undersigned, hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.	
Place and Date: Nagoya January 10, 2024 (Signature) <i>Ichiro Meisho</i> (Name) ICHIRO MEISHO	密会議所使用欄 (入力はしないで下さい) Certificate No. 密会議所使用欄	

6. 記載欄別記載要領

(1) Exporter (輸出者)

- ① 「実際に輸出を行う者」を記載してください。輸出申告を行う者と同一であることが必要です。
- ② 商工会議所に登録されている企業（個人事業者）名、住所（国名「JAPAN」まで）が記載されていなければなりません。
- ③ 「Consortium 名義」での申請については、所定の届出が必要となりますので、事前にお問い合わせください。
- ④ 「A 社 on behalf of B 社（B社の代理であるA社）」の記載について
 - Ⓐ日本国内にある企業間の「A 社 on behalf of B 社」の記載は認められません。実際に輸出する企業名を記載してください。
 - Ⓑ「商工会議所に登録されている登録企業 A 社（住所・JAPAN） on behalf of 海外企業 B 社（住所・国名）」という記載の場合には、典拠書類として B 社から A 社に宛てた原産地証明書作成等についての委任状（コピー可）の添付が必要です。
ただし、提出書類やホームページから、A 社と B 社が親子会社の関係にあることが分かる場合には、委任状の添付は必要ありません。なお、インボイスの発行者も「A 社（住所・JAPAN） on behalf of B 社（住所・国名）」と記載してください。

(2) Consignee (荷受人)

- ① 「海外の荷受人」の会社名または個人名、住所、国名まで全て記載してください。
所在地が日本国内の企業や日本国内の個人名が記載されているものは受理できません。国名は正式名称を記載するか、省略する場合は、「[国名表記記載例一覧](#)」に従って記載してください。
- ② 記載内容を典拠書類のインボイスの記載内容と一致させてください。
 - Ⓐインボイス上に荷受人の記載がある場合
インボイス上の荷受人を記載してください。
 - Ⓑインボイス上に荷受人の記載がない場合
 - ㊦バイヤーを記載してください。
 - ㊧「To order of …Bank」のような記載でも可。ただし、「To order of 〜」と記載する場合は、原産地証明書の[Transport details]欄に（5）Transport details のⒶ～㊧、㊩～㊰の形式での記載が必要となります。
- ③ 荷受人以外に、仕向国内の「End User」（転売先等）の会社名、住所を記載しなければならない場合には、[Remarks]欄に記載してください。

(3) No. and date of Invoice (インボイスの番号と日付)

- ① 典拠インボイスの「インボイス番号」、「日付（インボイス作成年月日）」と一致させてください。
- ② インボイスの「日付」が、原産地証明書の[輸出者宣誓]欄に記載された日付より未来の日付になっている場合は、受理できません。
- ③ 複数のインボイスをまとめて1件の原産地証明書として申請することができます。
ただし、以下①～③がすべて同じであることが条件です。
 - ①「バイヤー」
 - ②「荷受人 (Consignee)」
 - ③「船積事項 (積出地・仕向地・船名・出航日)」その場合、全てのインボイス「番号」と「日付」を省略せずに記載してください。
例えばインボイス「番号」が「A-101」、「A-102」、「A-103」の3つの場合に、共通する「A - 」の部分を省略して、「A - 101/102/103」と記載することはできません。
- ④ 内容の異なる複数のインボイスに同一番号を付し、それぞれについての原産地証明書を申請することはできません。その場合には、インボイス番号に枝番号を振り、インボイスを区別してください。
- ⑤ 「インボイス番号」がない場合には、インボイスにも原産地証明書にも「NIL」と記載してください。なお、その場合、インボイス、原産地証明書ともにインボイス日付の記載は必要です。
- ⑥ 「インボイス番号」を記載しない場合は、典拠書類として信用状 (L/C) や指示書のコピーの添付が必要です。その場合は、必ずこの欄を斜線で抹消してください。

(4) Country of Origin (原産国)

必ず日本国の正式名称である「Japan」と記載してください。「Japan」以外の記載は認められません。都道府県名・都市名等は記載できません。

本欄の訂正は、証明前であっても不可です。

※外国産商品の場合は、15 ページ以降の記載要領をご確認ください。

(5) Transport details (輸送手段詳細)



インボイスには詳細な輸送手段の記載が必要ですが、原産地証明書には次の①～⑳までのいずれかの形式で記載してください。ただし、荷受人の欄に「To order」と記載した場合には①～④、⑤～⑳のいずれかの形式で詳細を記載してください。

* 記載例 *

① From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 via 〔経由地名〕 by 〔積載船(機)名〕 on or about 〔出航(予定)年月日〕 .	
② From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 by 〔積載船(機)名〕	
③ From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 by vessel/air on or about 〔出航 (予定) 年月日〕	
④ From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 by vessel/air	
(船 便)	⑤ By vessel ⑥ By sea ⑦ Sea freight ⑧ NYK LEO 42W12 (船名、Voy.No.)
(航空便)	⑨ By Air ⑩ Air cargo ⑪ Air freight ⑫ JL200 (航空便名)
(航空郵便) (国際スピード郵便) (船舶郵便) (国際宅配便)	⑬ Air Mail ⑭ EMS ⑮ Surface ⑯ Sea Mail ⑰ Courier (DHL、OCS、FedEx など)
(使送・手荷物)	⑱ Hand Carry
(複合輸送)	⑲ Sea and air, From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 via 〔経由地〕 (船便と航空便) ⑳ Sea and Train, From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 via 〔経由地〕 (船便と鉄道輸送) ㉑ Air and Truck, From 〔積出地(港), 国名〕 to 〔仕向地(港), 国名〕 via 〔経由地〕 (航空便と陸路輸送)

⚠ 船積み後、6ヵ月超1年以内の場合の原産地証明書申請手続きについて

原産地証明書は、船積み前に申請するのが原則となっていますので、船積み後6ヵ月超1年以内の場合の原産地証明書の申請に際しては、インボイスの他に下記の典拠書類（①～③のすべて、および必要に応じて④）の提出が必要です。

①証明申請が遅れた理由書（船積み後6ヶ月超1年以内の理由書）

②日本から船積みされた事実を示す資料（⑦～⑪のいずれか）

⑦船荷証券（B/L）の Original のコピー

⑧航空貨物運送状（AWB：Air Waybill）のコピー

⑨海上貨物運送状（SWB：Sea Waybill）のコピー

⑩小包郵便物受領書／国際郵便サービス郵便物受領書のコピー

⑪輸出許可済み輸出申告書（E/D：Export Declaration）のコピー

③原産性を明らかにする資料（日本国内で製造された商品であることを示す書類）

⑦自社製品を直接輸出した場合

理由書に、自社で製造した旨の誓約文「なお、同書類に記載の商品は当社が製造したものに相違ないことを誓約いたします。」を記載してください。

⑧他社から購入した商品を輸出した場合

次の「(a)、(b)」のいずれかを添付してください。

(a)製造業者発行の製造証明書（原本）

(b)製造業者や卸・小売店業者からの納品書や出荷案内書（フォト・コピー可）

※製造業者の情報（会社名・住所・TEL）が確認できるもの

④その他の典拠書類（必要に応じて⑦～⑪のいずれか）

⑦荷為替信用状（L/C）フォト・コピー

⑧バイヤー等からの原産地証明書を要求するFAXやEメール文等のコピー

(6) Remarks (備考)

① 空欄が原則ですが、日本の輸出者とその直接の契約者に係る以下の内容の記載が必要な場合は、この欄に記載できます。

輸入者とその転売先との契約に関する事項、取引に関係のない事項は記載できません。

Ⓐ製造業者名と住所、国名
ⒷEnd User の会社名と住所、国名（仕向国と同一であること）
ⒸBuyer（買主）の会社名と住所、国名
Ⓓ支払条件に関する事項（T/T、L/C at sight、N.C.V.、D/A 90 days after sight 等）
Ⓔ貿易条件（FOB「本船渡し」、CIF「運賃保険料込み渡し」等）
Ⓕ信用状（L/C）に関する事項（L/C Number 1234 issued by Nissho Bank dated October 1, 2022 等）
ⒼIndent No.（委託買付け番号）
ⒼSales Note No.（売約書番号）（Contract Note、Contract Sheet、Sales Contract 等）
①Contract No.（契約番号）
①Order No.（注文番号）
ⓀImport License No.（輸入承認番号）
①Proforma Invoice No.（仮送り状番号）
ⓂInsurance Policy No.（保険証券番号）
ⓃPurchase Order No.（買注文番号）
ⓄImporter's code No.（税関に対して輸入者として登録している番号）
ⓅBuyer's P/O No.（Buyer の注文番号）
ⓆNotify party（着荷通知先）
ⓇAir waybill No.（空港貨物運送上番号）
⑤B/L No.（船荷証券番号）
①納税者番号（VAT No.や BIN No.など）
①法人番号

② 代名詞を含む表現は認めません。

以下のような記載方法に修正する必要があります。

- Ⓐnumber of this credit (L/C) ⇒ L/C number
- Ⓑyour order number ⇒ order number
- Ⓒour reference number ⇒ reference number

③ 宣誓文（We certify～）、原産国、他欄への記載事項の記載は認められません。

(7-i) Marks, numbers (荷印・荷番号)

- ① 輸出貨物に表示されている荷印と荷番号を記載してください。
- ② 荷印の色や一部の形について「Print in Red」や「In dia」などの言葉で示しても結構です。
- ③ 荷印がない場合は、インボイスと原産地証明書いずれにも「Unmarked」「No Mark」「N/M」「No Number」「N/N」または「NIL」と記載してください。
- ④ Air Mail などの場合では、「As addressed」「Fully Addressed」との記載でも可。
- ⑤ 荷番号は実際の数に記載してください。船積み後の申請では、カートン数等を「1-up」とする記載は認められません。

(7-ii) number and kind of packages (梱包数と種類)

- ① carton, crate, box, pallet, bale, roll 等の荷姿と梱包数を記載してください。
- ② 梱包されていないものについては、インボイスと原産地証明書いずれにも「Unpacked」「Loose」「In Bulk」「Bare Cargo」と記載してください。
- ③ コンテナ輸送の場合には、*「コンテナ・ナンバー」または「シール・ナンバー」を下記のように記載できます。
 - ㊦ Container No. ×××
 - ㊩ Seal No. ×××

*申請時に不明な場合には記載する必要はありません。

(7-iii) Description of goods (商品名)

- ① 商品は日本産でなければなりません。日本における商品の原産国の認定は、関税法施行令他の「原産地の認定基準」を準用して行われています。
申請時の原産国については、申請者が責任を持つことになります。
- ② 原産地証明書に記載するものはすべて商品（物）“goods”でなければなりません。
インボイスに記載されていてもサービス等を原産地証明書に記載することはできません。
信用状（L/C）で“description of goods and/or service”として記載されていても
該当の goods だけを記載してください。

* 記載できない例 *

① 「Installation (Fee)」	(設置費用)
② 「Technical consultation (Fee)」	(技術指導費)
③ 「Travel expense」	(旅費)
④ 「Freight Charge」	(送料)
⑤ 「Discount」	(値引)
⑥ 「Training (Fee)」	(研修費)
⑦ 「Software」	(ソフトウェア) ※「CD-ROM」等の媒体名での 記載は可。

- ③ 商品名は、第三者にも分かるように、HS コード 6 桁相当の一般的な商品名を記載してください。

ブランド名のみ記載や商品コードのみの記載など、一般的な商品名と判断できない場合は認められません。

この点に十分留意して、契約や信用状 (L/C) 開設、輸入許可取得を行ってください。

なお、信用状 (L/C) 決済の場合、インボイスには信用状 (L/C) どおりの商品名を記載する必要がありますが、原産地証明書については、信用状 (L/C) と食い違わない

一般的な名称で示すことができます。

(信用状統一規則 (UCP600) 第 14 条 e 項より)

(例) BBP → Chemicals と記載もしくは追記

Van → Vehicle と記載もしくは追記

- ④ この欄には具体的な商品名を記載してください。

アタッチシート (添付用紙) 使用の場合にも本紙の同欄にも具体的な商品名の記載が必要です。

- ① 「XXX (会社名) Products」のみ記載の場合

商品が特定できないため、具体的な商品名を記載してください

- ② 「Spare Parts」や「Machine」のみ記載の場合

何の spare parts か、どういう machine なのかを具体的に記載してください。

(例) Spare parts for Automobiles, Converting machine for Automobiles

- ③ 「Advertising Materials」のみ記載の場合

「Poster」「T-shirts」などの具体的な商品も記載してください。

- ⑤ 信用状 (L/C) の記載にスペリングミスがあり、その表記をそのまま原産地証明書に記載する場合には、括弧書きで正しいスペリングを併記してください。

例: vheicle (vehicle)

- ⑥ 宣誓文などを記載する場合には、大使館・領事館指定文言のみ認めます。
信用状（L/C）等で全ての書類に記載するように要求されていても、発給機関である
 商工会議所の立場として認められない内容は記載できません。
- ⑦ 原産地証明書に記載するには適さないもの
（以下はあくまで例示です。別途商工会議所が適しないと判断することがあります。）

曖昧な記載内容で証明書の信憑性に疑念を抱かせる記載	
・「SAID TO CONTAIN」「S.T.C」「STC」 …荷主がコンテナ詰めした場合で船会社は免責となる意の B/L 文言 ・「Approximately」「Approx.」「about」 ・ E. & O. E. (errors and omissions excepted) （誤謬・脱漏はこの限りでない）	<u>典拠書類の インボイスへの 記載も認められま せん</u> 等
商品の原産国の証明と関係なく、商工会議所の責任範囲を逸脱した記載	
商品の品質、性能、状態、 形状やスペックに関する 内容	・ First class ・ Brand new ・ As is ・ Prime Grade 等
プロフォーマ・インボイスやオファー（売 申し込み）等に記載された 通りの商品である等内容 ※as per と使い方に よっては同じ意味になるもの	・（商品名）as per proforma invoice No. ×× ・（商品名）other details are as per indent No. ××× ・（商品名）as per attached catalogue ・ This is an integral part of contract. ・ Details are as per attached sheet of contract. ・ against △△,No.## ・ according △△,No.## ・ under △△,No.## 等
商品の原産地の証明と何 ら関係がない内容	・ インボイスに記載の価格は適正な市場価格である ・ このインボイスは唯一のものである ・ インボイス上にも同じ内容を証明する 等 例：Invoice to certify the same.
その他、商工会議所として責任を負えない内容の記載	

（注）プロフォーマ・インボイスなどは商工会議所が発行したものではありませんので、それらに基づいているかどうかを証明する立場にありません。[Remarks]欄に、プロフォーマ・インボイス・ナンバーと発行日を記載すれば信用状（L/C）決済にも支障ありません。

- ⑧ インボイスに記載の商品の一部だけを原産地証明書に記載して申請することはできませんので、有償、無償を問わず、全て記載してください。

なお、インボイスに一部外国産商品が含まれている場合、外国産商品を除き

日本産商品だけ原産地証明書に記載して申請することは可能です。

※日本産商品は全量記載してください。

※その場合インボイスには、外国産商品がわかるように、日本産商品も含め商品ごとに原産国を記載してください。

- ⑨ 極力、原産地証明書用紙1枚にまとめて記載してください。

1枚に記載しきれない場合には「[原産地証明書1枚に記載しきれない場合の証明書作成方法](#)」を参照のうえ、証明書を作成してください。

(8) Quantity (数量)

- ① 原産地証明書では、数量単位と梱包数量の単位を明確に使い分けています。
- ② 商品ごとに具体的数量の記載が必要です。 梱包の数量しか記載のないものは認められません。
- ③ 窓口申請の場合、梱包数量と併記も可能です。 例：100 Sets (5 Cartons)
- ④ 重量を記載する場合は、必ず NET WEIGHT (純重量) か GROSS WEIGHT (総重量) を明記してください。
- ⑤ 「Lot」は、数量が明確ではありませんので、必ず「PCS」など具体的数量を括弧書きで追記してください。不明な場合には、NET WEIGHT (純重量) 又は GROSS WEIGHT (総重量) を併記してください。
- ⑥ 原産地証明書とインボイスの数量・数量単位は一致していることが必要です。
- ⑦ 原産地証明書やインボイスのアタッチシートに数量・数量単位のないものは認められません。

(9) Declaration by the Exporter (輸出者宣誓)

- ① 日付がインボイスの日付より古いものは認められません。
申請日より未来の日付も認められません。
- ② 月はアルファベット、日付は数字、年は4桁数字で記載してください。
(例) March 22, 2024
- ③ サインは商工会議所に登録があることが必要です。
原産地証明書と典拠書類としてのインボイスのサインが異なっても、両方とも登録があれば申請可能です。
- ④ F o r サイン (代理サイン) は認められません。

- ⑤ ラバー申請の場合、スタンプや印刷のサインでも申請が可能です。
- ⑥ サインのすぐ下に署名者（サイナー）の英文氏名を記載してください。
役職名は記載する必要はありません。スタンプも認めますが、サインに重ならないように注意してください。
- ⑦ 会社名を記載する必要はありません。記載する場合は、「Exporter」欄の社名と一致していることが必要です。スタンプも認めますが、サインに重ならないように注意してください。
- ⑧ 申請はサインが全部数とも同じであることが必要です。
- ⑨ 申請者のサイン等が[輸出者宣誓]欄からはみ出さないように注意してください。
- ⑩ 氏名、サインの訂正は、証明前であっても不可です。
- ⑪ サインのみ、黒ペン手書きでの記載も可能です。

(10) Certification（商工会議所証明）

- ① 商工会議所にて記載する欄ですので、一切記載しないでください。
- ② 過去にさかのぼった日付や未来の日付での証明は一切行いません。

(11) Certificate No.（証明番号）

商工会議所にて記載する欄ですので、一切記載しないでください。

(12) ORIGINAL/COPY の表記欄

- ① 必ず、「ORIGINAL」（正本）、「COPY」（副本）いずれかの表示をしてください。
- ② 本来、ORIGINAL（正本）は1部ですが、3部まで ORIGINAL（正本）の表記を認めます。
その際は、ORIGINAL-1、ORIGINAL-2、ORIGINAL-3、と枝番号を記入するか、3部とも ORIGINAL と記入してください。
- ③ ORIGINAL（正本）が4部以上必要な場合、信用状（L/C）のコピーなど典拠書類を提出してください。
- ④ COPY に、枝番号は付けられません。

外国産商品の原産地証明書記載要領

商工会議所では、外国産商品の原産地証明も行っています。ただし、外国産商品であることを示す典拠書類及び外国産商品の誓約書の提出が必要となり、貿易形態に応じて申請方法が異なりますので、ご注意ください。

なお、申請する際の主な貿易形態の定義は以下の3つです。

- (1) **再輸出** 外国から輸入した通関済みの商品を、加工をしないで再度輸出すること。
- (2) **積戻し** 外国から到着し通関手続未了で保税状態にある商品を、加工をしないで保税地域または他所蔵置場所から、再度外国向けに積み出すこと。
- (3) **仲介貿易** 日本の事業者が、外国相互間での商品の移動をともなう売買契約の当事者（仲介者）となる取引のこと。

1. 原産地証明書用紙

日本産の場合と同じ扱いです。

2. 使用言語

日本産の場合と同じ扱いです。

3. 記載方法

(1) 一般的注意事項

主な記載方法は日本産の原産地証明書と同じです。ただし、次の点にご注意ください。

① Country of Origin（原産国）の表記

国名は正式名称を記載するか、省略する場合は、「[国名表記記載例一覧](#)」に従って記載してください。

② Description of goods（商品名）の表記

インボイス及び原産地証明書に原産国の異なる商品が混在する場合、記載する全ての商品につき、各々の原産国を明記することが必要です。原産地表示には「COUNTRY OF ORIGIN：JAPAN」または「MADE IN」 以外の使用は不可です。

* 記載例 *

例－１：	Copy Machine A	1 Unit (Made in China)
	Copy Machine B	2 Units (Made in Japan)
例－２：	Copy Machine A	1 Unit (C)
	Copy Machine B	2 Units (T)
	～	
	(C): Made in China	(T): Made in Taiwan
例－３：	ITEM-1 Copy Machine A	1 Unit
	ITEM-2 Copy Machine B	2 Units
	ITEM-3 Facsimile	3 Units
	ITEM-4 Toner for Copy Machine	5 Pcs
	ITEM-1 and 3 are made in China. Others are made in Japan.	
例－４：	ITEM-1 Copy Machine A	1 Unit
	ITEM-2 Copy Machine B	2 Units (Made in China)
	ITEM-3 Facsimile	3 Units (Made in Taiwan)
	ITEM-4 Toner for Copy Machine	5 Pcs
	Country of Origin: Japan unless otherwise indicated	

- ③ 原産地証明書やインボイス上に製造業者名・住所を記載する場合、原産国と矛盾がないことを確認してください。
- ④ 宣誓文は、大使館・領事館指定の文言のみ認めます。
- ⑤ 同一の船積み、買主、荷受人であれば、複数の積戻し・再輸出を同一のインボイスに記載し、１件の原産地証明書を申請することが可能です。
- ⑥ 原産国の記載間違いは、「商工会議所貿易関係証明罰則規程」に基づき、厳重に処罰します。申請前にご確認ください。

（２）再輸出の場合 ⇄

① 証明発給申請方法

申請の際には以下の①～④を揃えて提出してください。

①発給申請書

②原産地証明書 必要部数（原則１件につき、５部以内）

③原産地証明書 商工会議所控 １部（ photocopy 不可）

④典拠書類

①商業インボイス（商工会議所へ登録済みの署名者（サイナー）のサイン入り）

②外国産商品（再輸出）の誓約書

③商品や原産国を確認できる(a)～(f)のいずれかの書類をご用意の上、誓約書を記入し提出してください。

- (a)船積地の第三者機関が発給した原産地証明書（フォトコピー可）
- (b)原産国表記のある輸入許可通知書（フォトコピー可）
- (c)原産国表記のある輸入時のインボイス（フォトコピー可）
- (d)商品の写真（商品全体と商品名（商品名・型番 etc.）、原産国（Made in, Country of Origin 等の表記）の表示部分）
- (e)商品のカタログ（一般公開されているもの。商品名（商品名・型番 etc.）、原産国（Made in, Country of Origin）の記載が必要）
- (f) ※(a)~(e)がない場合、誓約書の「その他」にチェックし、輸入元販売証明書を添付するか、国内入手経路（輸入元から転売先を経て輸出者に至る経路）を明示し、輸入元や販売先の社名・住所・TEL を誓約書へ記入してください。詳細は「国内入手経路説明書」のひな形をご参照ください。

（３）積戻しの場合

① 証明発給申請方法

申請の際には以下の①～④を揃えて提出してください。

①発給申請書

②原産地証明書 必要部数（原則１件につき、５部以内）

③原産地証明書 商工会議所控１部（フォトコピー不可）

④典拠書類

㊦商業インボイス（商工会議所へ登録済みの署名者（サイナー）のサイン入り）

㊧外国産商品（積戻し）の誓約書

㊨商品や原産国を確認できる(a)~(d)のいずれかの書類をご用意の上、誓約書を記入し提出してください。

(a)船積地の第三者機関が発給した原産地証明書（フォトコピー可）

(b)原産国表記のある積戻し許可通知書（フォトコピー可）

(c)原産国表記のある蔵入承認申請書（フォトコピー可）

(d)原産国表記のある蔵入れ時のインボイス

（４）仲介貿易の場合

仲介貿易の場合は、船積地で発行された原産地証明書を使うのが原則であり、日本の商工会議所として原産地証明書を発給する立場にありません。

ただし、輸出者の便宜を図るため、以下の２つの場合に限り、証明書の発給を認めます。

1. 船積地に仕向地の大使館・領事館がないので日本で領事査証を取得する場合
2. 輸出者名を信用状（L/C）等の指定にあわせて変更する場合

なお、記載内容は、輸出者名の変更に伴い変更となるインボイス番号、契約 No. など別個の契約内容の事項を除き、船積地で発行された原産地証明書の記載内容をそのまま切り替えることが原則です。

① 証明発給申請方法

申請の際には以下の①～④を揃えて提出してください。

① 発給申請書

② 原産地証明書 必要部数（原則 1 件につき、5 部以内）

③ 原産地証明書 商工会議所控 1 部（フォトコピー不可）

④ 典拠書類

㊦ 商業インボイス（商工会議所へ登録済みのサイン入り）

㊧ 外国産商品（仲介貿易）の誓約書

㊨ 商品や原産国を確認するため(a)(b)両方とも提出してください。

(a) 船積地の第三者機関が発給した原産地証明書（原本）

(b) 海外から船積みされたことを示す書類（下記のうちいずれか。全てフォトコピー可）

・B/L（船積地発行の船荷証券）（Non-negotiable Copy は不可）

・AWB（船積地発行の航空貨物運送状）

・SWB（船積地発行の海上貨物運送状）

・CMR NOTE（国際道路物品運送書類）

・CIM NOTE（国際鉄道物品運送書類）

② 注意事項

① 商品名（商品番号・コードも含む）

船積地の海外公的機関が発給した原産地証明書に記載された商品名及び数量を細分化(ブレイクダウン)して記載することはできません。

② 船積地の海外公的機関が発給した原産地証明書と異なる言語の使用について

海外公的機関が発給した原産地証明書は英語で記載されているが、申請の原産地証明書はスペイン語で記載されているなど使用言語が異なる場合には、同一の内容となるように記載してください。

③ 船積地の海外公的機関が発給した原産地証明書のスペリングミス

海外公的機関が発給した原産地証明書上のスペリングミスがあっても、商工会議所に申請する原産地証明には、スペリングミスのまま記載してください。
なお、スペリングミスを訂正する必要がある場合、船積地の海外公的機関において、訂正、再発行された後に商工会議所に申請してください。

原産地証明書 1 枚に記載しきれない場合の証明書作成方法

・連続記載方式 (To be continued 方式)

商工会議所指定の原産地証明書用紙を複数枚用いて記載する方式です。

- ① 最初と最後のページには必ず原産地証明書用紙を使用し、最後のページにサインをしてください。
- ② 最後のページを除く、すべてのページに「To be continued」の記載をしてください。
- ③ 「現在のページ数/総ページ数」の形で全ページにページ番号を記載してください。
- ④ 原産地証明書の最初のページ以外は 1~6 欄まで斜線を引いてください。
- ⑤ 原産地証明書の最後のページ以外は 9、10 欄とも斜線を引いてください。

例-(すべて原産地証明書用紙を使用する場合)

1. Exporter (Name, address, country) CCI Export Corporation 10-19, 2-chome, Sakae, Naka-ku, Nagoya 460-0008, Japan		CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Nagoya Chamber of Commerce & Industry Nagoya, Japan	
2. Consignee (Name, address, country) Siam CCI Auto, Ltd. 100, Temasek St., MAX 123-456 Sukhumvit Building, Bangkok, 789-10, Thailand		*Print ORIGINAL or COPY Original	
3. No. and date of Invoice Invoice No.: AB-1001 Invoice Date: February 10, 2024		4. Country of Origin JAPAN	
5. Transport details From: Nagoya, Japan To: Bangkok, Thailand By Sea On or about: February 23, 2024		6. Remarks	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods Spare parts for vehicles NM AA-1 500 pieces AA-2 500 pieces AA-3 500 pieces AA-4 500 pieces AA-5 500 pieces AA-6 500 pieces AA-7 500 pieces AA-8 500 pieces		8. Quantity AA-9 500 pieces AA-10 500 pieces TOTAL: 3 cases 5000 pieces	
9. Declaration by the Exporter The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and Date: Nagoya (Signature) (Name)		10. Certification The undersigned, hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief. 商会議所使用欄 (入力はいりません) Certificate No.	

1/2

例-(白紙を使用する場合)

1. Exporter (Name, address, country) CCI Export Corporation 10-19, 2-chome, Sakae, Nakaku, Nagoya 460-0008, Japan	CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Nagoya Chamber of Commerce & Industry Nagoya, Japan
2. Consignee (Name, address, country) Siam CCI Auto, Ltd. 100, Temasek St., MAX 123-456 Sukhumvit Building, Bangkok, 789-10, Thailand	*Print ORIGINAL or COPY Original 3. No. and date of Invoice Invoice No. : AB-1001 Invoice Date : February 10, 2024 4. Country of Origin JAPAN
5. Transport details From : Nagoya, Japan To : Bangkok, Thailand By Sea On or about : February 23, 2024	6. Remarks
7. Marks, numbers, number and kind of packages: description of goods Spare parts for vehicles N/M AA-1 500 pieces AA-2 500 pieces AA-3 500 pieces AA-4 500 pieces AA-5 500 pieces AA-6 500 pieces AA-7 500 pieces AA-8 500 pieces —To be continued— 1/3	
9. Declaration by the Exporter The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and Date: Nagoya (Signature) (Name)	10. Certification The undersigned, hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief. Certificate No.

7. Marks, numbers, number and kind of packages: description of goods	8. Quantity
AA-9 500 pieces AA-10 500 pieces AA-10 500 pieces AA-11 500 pieces ~	
—To be continued— 2/3	

1. Exporter (Name, address, country)	CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Nagoya Chamber of Commerce & Industry Nagoya, Japan
2. Consignee (Name, address, country)	*Print ORIGINAL or COPY 3. No. and date of Invoice 4. Country of Origin
5. Transport details	6. Remarks
7. Marks, numbers, number and kind of packages: description of goods AA-19 500 pieces AA-20 500 pieces TOTAL : 3 cases 10000 pieces 3/3	
9. Declaration by the Exporter The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and Date: Nagoya February 10, 2024 (Signature) Ichiro Meisho (Name) ICHIRO MEISHO	10. Certification The undersigned, hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief. ※会議所使用欄 (入力しない下さい) Certificate No. ※会議所使用欄

・添付記載方式（アタッチシート方式）

表紙(原産地証明書用紙)以外は白紙(アタッチシート)を添付して記載する方法です。

- ① 表紙には必ず原産地証明書用紙を用いてください。
- ② 表紙には商品名総称、総数量、梱包数、梱包種類を記載し、さらに「Details as per attached sheet(s)」と注記してください。
- ③ 添付の白紙には、表紙と同様に「Marks, numbers、number and kind of packages, description of goods、Quantity」のうち、アタッチシートに記載する内容の項目を表示した上で、必要事項を記載してください。
- ④ アタッチシートが2枚以上になる場合には「現在のページ数/総ページ数」の形で全ページにページ番号を記載してください。
- ⑤ アタッチシートに宣誓文を記載することはできません。宣誓文を記載する場合は、表紙に記載するか、連続記載方式にしてください。

例-(2枚以上のアタッチシートがある場合)

1. Exporter (Name, address, country) CCI Export Corporation 10-10, 2-chome, Sakae, Naka-ku, Nagoya 460-0008, Japan		CERTIFICATE OF ORIGIN issued by Nagoya Chamber of Commerce & Industry Nagoya, Japan	
2. Consignee (Name, address, country) Siam CCI Auto, Ltd. 100, Temasek St., MAX 123-456 Sukhumvit Building, Bangkok, 789-10, Thailand		*Print ORIGINAL or COPY Original 3. No. and date of Invoice Invoice No. : AB-1001 Invoice Date : February 10, 2024 4. Country of Origin JAPAN	
5. Transport details From : Nagoya, Japan To : Bangkok, Thailand By Sea On or about : February 23, 2024		6. Remarks	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods Spare parts for vehicles N/M Total Packages : 3 cases Total Quantity : 5000 Pieces —Details as per attached sheet(s)—			
9. Declaration by the Exporter The undersigned, an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and Date: Nagoya February 10, 2024 (Signature) Ichiro Meisho (Name) ICHIRO MEISHO		10. Certification The undersigned, hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief. Nagoya Chamber of Commerce & Industry (入力しないので下さい) Certificate No. Nagoya Chamber of Commerce & Industry	

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods		8. Quantity
~		
AA-1	500 pieces	
AA-2	500 pieces	
AA-3	500 pieces	
AA-4	500 pieces	
~		

1/2

7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods		8. Quantity
~		
AA-29	500 pieces	
AA-30	500 pieces	

2/2